

2024年7月8日

各 位

会 社 名 株式会社プロパスト 代表者名 代表取締役社長 津江 真行 (コード:3236、東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 兼経営企画部長 矢野 義晃 (TEL.03-6685-3100)

#### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年8月27日開催予定の第38期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 定款一部変更の理由

- (1) 当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の 監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、取締役会の監督機能をより強化する等、 コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、ステークホルダーの期待により的確に 応えうる体制の構築を目指すため、また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任すること により、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を可能とす るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等 委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除 等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 取締役会の運営の柔軟化・明確化の観点から、招集手続、定足数、議事録の作成等の規定を追加・変更し、また、配当の対象となる株主の定義、未払いの配当金の取り扱いの明確化を行うため、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正、および条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

|   | (下線部分は変更箇所を示しております。)  |
|---|---|
| 現行定款  | 変 更 案   |
| 第1章 総 則                                       | 第1章 総 則   |
| 第1条~第3条 (条文省略)                                | 第1条~第3条(現行どおり)  |
| (機関)  | (機関)  |
| 第4条 当会社は、株主総会および取締役の<br>ほか、次の機関を置く。           | 第4条 当会社は、株主総会および取締役の<br>ほか、次の機関を置く。   |
| (1) 取締役会                                      | (1)取締役会   |
| (2) 監査役                                       | (2) <u>監査等委員会</u>   |
| (3) 監査役会<br>(4) 会計監査人                         | < 削 除 > (3)会計監査人  |
| <u>(Ŧ)</u> Δη <u>ш.ц.</u> Λ                   | <u>(3)</u> ΔпшцД  |
| 第5条~第15条 (条文省略)                               | 第5条〜第15条 (現行どおり)  |
| 第4章 取締役および取締役会                                | 第4章 取締役および取締役会  |
| (員数)  | (員数)  |
| 第16条 当会社の取締役は10名以内とする。                        | 第 16 条 当会社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は 10 名以内とする。  |
| < 新 設 >                                       | 2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。   |
| (選任方法)  | <br> (選任方法)   |
| 第17条 取締役は、株主総会において選任する。                       | 第17条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外</u><br>の取締役とを区別して株主総会において<br>選任する。   |
| 2 (条文省略)                                      | 2 (現行どおり)   |
| 3 (条文省略)                                      | 3 (現行どおり)   |
| (任期)  | (任期)  |
| 第 18 条 (条文省略)                                 | 第 18 条 (現行どおり)  |
| < 新 設 >                                       | 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の<br>任期は、選任後2年以内に終了する事業<br>年度のうち最終のものに関する定時株主<br>総会の終結の時までとする。                                 |
| 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 | 期は、 <u>退任した監査等委員の任期の</u> 満了<br>する時までとする。  |
| < 新 設 >                                       | 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 |

## 現 行 定 款

#### 第19条 (条文省略)

#### (取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### < 新 設 >

## (役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

#### (代表取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議<u>に</u> よって選任する。

#### 2 (条文省略)

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半 数が出席し、出席した取締役の過半数で行 う。

#### (取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の<u>要件を充たしたときは、</u>取締役会の決議があったものとみなす。

#### < 新 設 >

## 変 更 案

第19条(現行どおり)

### (取締役会の招集通知)

- 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで取締役会を開くことが できる。

## (役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議をもって取締役 (監査等委員であるものを除く。)の中か ら、取締役社長1名を選定し、必要に応じ て、取締役副社長、専務取締役、常務取締 役各若干名を選定することができる。

## (代表取締役)

- 第 22 条 取締役会の決議<u>をもって取締役</u> (監査等委員であるものを除く。)の中か ら、代表取締役を選定する。
- 2 (現行どおり)

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わる ことができる取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数で行う。

#### (取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の規定により、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (業務執行の決定の取締役への委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議に よって重要な業務執行(同条第 5 項各号 に掲げる事項を除く。)の決定の全部また は一部を取締役に委任することができ る。

## 現行定款

#### (報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 株主総会の決議によって定める。

## < 新 設 >

## 第26条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

#### 第27条 (条文省略)

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

#### (監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は4名以内とする。

#### (選任方法)

- 第 29 条 監査役は、株主総会において選任 する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過 半数で行う。

## (任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとす る。

### 変 更 案

#### (報酬等)

第<u>26</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 株主総会の決議によって<u>監査等委員とそ</u> れ以外の取締役とを区別して定める。

## (取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要 領およびその結果ならびにその他法令で 定める事項は、議事録に記載または記録 し、出席した取締役がこれに記名押印ま たは電子署名する。

## 第28条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

## 第29条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

< 削除 >

< 削除 >

< 削 除 >

#### 現行定款

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第 329 条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した 場合の任期は、退任した監査役の任期の満 了する時までとする。ただし、選任後4年 以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時を超 えることはできない。

#### (常勤監査役)

第<u>31</u>条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役</u>の中から常勤 の監査役を選定する。

## (監査役会の招集通知)

- 第<u>32</u>条 監査役会の招集は、会日の3日前 までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。
- 2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開くことが できる。

## (監査役会の決議方法)

第<u>33</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の 定めのある場合を除き、<u>監査役の</u>過半数<u>で</u> 行う。

#### < 新 設 >

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

変 更 案

## (監査等委員会の招集通知)

- 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日 の3日前までに各監査等委員に対して発 する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
- 2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開 くことができる。

## (監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別 段の定めのある場合を除き、議決に加わ ることができる監査等委員の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。

#### (監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過 の要領およびその結果ならびにその他法 令で定める事項は議事録に記載または記 録し、出席した監査等委員がこれに記名 押印または電子署名する。

## (監査役会規程)

第34条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款の他、<u>監査役会</u>において定める 監査役会規程による。

## (監査等委員会規程)

第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法 令または本定款の他、<u>監査等委員会</u>にお いて定める監査等委員会規程による。

## 5

| 現行定款                                       | 変 更 案  |
|--|--|
|  | < 削 除 >  |
| 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。              |  |
| 一般によりてためる。                                 |  |
| (監査役の責任免除)                                 | < 削 除 >  |
| 第 36 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項                |  |
| の規定により、任務を怠ったことによる監<br>査役(監査役であった者を含む。)の損害 |  |
| 直収(血直収であった有を占む。)の損害<br>賠償責任を、法令の限度において、取締役 |  |
| 会の決議によって免除することができる。                        |  |
| 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規                   |  |
| 定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する      |  |
| 契約を締結することができる。ただし、当                        |  |
| 該契約に基づく責任の限度額は、法令が規<br>定する額とする。            |  |
|  |  |
|  |  |
| 第6章 会計監査人                                  | 第6章 会計監査人                                      |
|  |  |
| 第 <u>37</u> 条~第 <u>38</u> 条 (条文省略)         | 第 <u>35</u> 条~第 <u>36</u> 条 (現行どおり)            |
| (報酬等)                                      | (報酬等)  |
| 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締                     | 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締                         |
| 役が監査役会の同意を得て定める。                           | 役が監査等委員会の同意を得て定める。                             |
|  |  |
| 第 <u>40</u> 条 (条文省略)                       | 第 <u>38 条</u> (現行どおり)                          |
| 第7章 計算                                     | 第7章 計算   |
| (京)    | カイ早 il 昇                                       |
|  | 第 20 冬 (用伝 いわれ)                                |
| 第 <u>41</u> 条 (条文省略)                       | 第 39 条 (現行どおり)                                 |
| (剰余金の配当の基準日)                               | (期末配当金)  |
| 第 42条 当会社の期末配当の基準日は、毎                      | 第 40条 当会社は、株主総会の決議によっ                          |
| 年 5 月 31 日 <u>とする。</u>                     | て、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式          |
|  | 質権者に対し、金銭による剰余金の配当                             |
|  | (以下、「期末配当金」という。)を行う。                           |
| (中間電水)                                     | (中間聖元本今)                                       |
| (中間配当)<br>第 43 条 当会社は、取締役会の決議によっ           | (中間配当 <u>金)</u><br>第 41 条 当会社は、取締役会の決議によっ      |
| て、毎年 11 月 30 日を基準日として中間                    | て、毎年11月30日の最終の株主名簿に                            |
| 配当を行うことができる。                               | 記載または記録された株主または登録株                             |
|  | 式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項<br>に定める剰余金の配当(以下、「中間配当 |
|  | 金」という。)を行うことができる。                              |

| 現行定款                 | 変 更 案   |
|----------------------|---|
| (配当金の除斥期間)           | (配当金の除斥期間)  |
| 第 <u>44</u> 条 (条文省略) | 第 <u>42 条</u> (現行どおり)   |
| < 新 設 >              | 2 未払の期末配当金および中間配当金に<br>は利息をつけない。  |
|                      | 附 則   |
| < 新 設 >              | (監査役の責任免除に関する経過措置)<br>当会社は、第 38 期定時株主総会終結前の<br>行為に関する会社法第 423 条第1項所定<br>の監査役(監査役であった者を含む。)の損<br>害賠償責任を、法令の限度において、取締<br>役会の決議によって免除することができ<br>る。 |

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2024年8月27日(予定)定款変更の効力発生日2024年8月27日(予定)

以上